

## 個人情報保護審議会答申の概要

答申第 150 号（諮問第 179 号）

件名：入試における面接にかかる判定根拠となる全ての文書類等の不開示（不存在）決定に関する件

### 1 開示請求

令和元年 6 月 7 日

### 2 原処分

令和元年 6 月 20 日（不開示（不存在）決定）

愛知県教育委員会は、「入試における面接にかかる判定根拠となる全ての文書類等」の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

### 3 審査請求

令和元年 9 月 13 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 2 年 3 月 19 日

### 5 審議会の結論

愛知県教育委員会が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、平成 30 年度愛知県立 A 高等学校入学者選抜の面接及び平成 31 年度愛知県立 A 高等学校入学者選抜の面接において、本件高校

が評価した根拠となる全てのメモや記録や文書と解される。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、面接の評価方法については、面接の際に面接委員が筆記し、記録した面接個票に基づき、校長、教頭及び校長の選んだ教員をもって組織する面接実施委員会において面接総合評価を行い、その評価を基に校長、教頭及びその他の教員をもって組織する入学者選抜委員会において最終的な面接総合評価を決定し、結果一覧表に記録するとのことである。

また、面接の評価基準については、A から F までの 6 段階で面接総合評価を決定するとのことである。

そして、面接委員が記載した面接個票を参照して、面接実施委員会及び入学者選抜委員会の合議を経た上で決定した面接総合評価を結果一覧表に転記するので、決定した面接総合評価と結果一覧表に転記された面接総合評価が相違ないことを確認すれば、当該面接個票は不要となるため、廃棄しているとのことである。

これらのことからすれば、面接委員が筆記し、記録した面接個票は、入学者選抜委員会において面接総合評価が結果一覧表に記録され、集約してしまえば、その段階で不要となるため、すでに廃棄済みであるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

平成 30 年度、平成 31 年度の愛知県立 A 高等学校入試における面接にかかる判定根拠となる全てのメモや記録や文書類